

平成29年度 基本施策評価シート (部別)

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	認め合い支えあえるまち
基本施策名	障害者福祉の充実

	所属	職名	氏名
作成者	福祉部福祉課	課長	矢口 泰
評価者	福祉部	部長	花村 潔

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	<p>本市における障がい手帳の所持者数は、身体障がい者手帳所持者数が若干減少しているものの、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加している。特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数はこの10年で2倍以上となっている。このような中でサービスについては、就労支援B型、放課後等デイサービスなどの事業所が増え、サービス料も確保されてきた。</p> <p>就労支援については、福祉施設(福祉就労)から一般就労へは平成27年度7人、28年度11人、29年度11人と増加してきている。</p> <p>相談支援体制については、子ども発達支援相談室において専門職を配置し機能強化を図っている。また、障がい者相談支援センター「あるぷ」を平成27年度に穂高健康支援センターの発達支援相談室の隣に移し、連携が強化された。</p> <p>一方、指定特定相談支援事業所が増えていないため、サービス等利用計画が適時に作成されないことがあり、事業者の育成と計画相談の拡大・充実が求められる</p>
基本方針(目指すべき方向性)	一人ひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりの実現を目指します。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H27	H28	H29	達成率	進捗状況	所管課
障害者の福祉施設入所者数	人	104	86	91	92	94	90.4	停滞	福祉課
障害者の一般就労移行者数	人	1	10	7	11	11	110	順調	福祉課
ボランティア養成講座開催数	回	0	6	0	0	0	0	停滞	福祉課

施策指標の進捗状況と分析	<p>施設入所者数を平成29年度において86人と目標設定し、地域移行を推進することとしたが、平成27年度91人、28年度92人、29年度94人と目標達成にはやや遠い状況となっている。地域移行支援を担う事業所が増えてこなかったことや、入所者の重度化・高齢化により在宅での生活が困難になっていることが主な要因と考える。</p> <p>福祉から一般就労への移行については、平成27年7人、平成28年11人、平成29年11人と若干増加している。</p> <p>ボランティア養成講座は社会福祉協議会で開催しており、市による開催は見送っている。</p>
--------------	--

3 基本施策を構成する事務事業の評価

(単位:円)

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況					重点化		
				H27	H28	H29	H30	H31	合計	事業区分	新/継	終期	方向性		正規職員数	
1	0103065	障がい者支援センター運営事業	障がい福祉担当		56,735,000	69,707,883				126,442,883	施設の管理運営	継続	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.2	○
2	0103085	児童発達支援事業	障がい福祉担当		7,423,678	10,383,012				17,806,690	義務業務	継続	期限なし	現状のまま実施することが適当	3.1	○
3	0103095	自発的活動支援事業(補助金)	障がい福祉担当		853,000	953,000				1,806,000	義務業務	継続		現状のまま実施することが適当	1	
4	0103120	手話奉仕員養成研修事業	障がい福祉担当		692,102	449,224				1,141,326	義務業務	継続		現状のまま実施することが適当	1	
5	0103125	レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興事業(補助金)	障がい福祉担当		1,322,000	1,322,000				2,644,000	義務業務	継続		現状のまま実施することが適当	0.5	
6	0103135	精神障がい者等相談支援事業	障がい福祉担当		3,349,282	1,805,000				5,154,282	義務業務	継続		現状のまま実施することが適当	0.5	○
7	0103140	ひきこもり支援事業	障がい福祉担当		997,450	984,732				1,982,182	義務業務	継続		現状のまま実施することが適当	0.2	○
8	0103150	障がい児療育・精神障がい者自立支援事業運営委託	障がい福祉担当		11,218,000	8,935,000				20,153,000	施設の管理運営	継続	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.1	
9	0103155	身体障害者会館運営事業	障がい福祉担当		456,000	456,000				912,000	施設の管理運営	継続	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.05	
10	0103175	障害児通園施設利用児療育支援補助	障がい福祉担当		23,752	114,105				137,857	定型業務	継続	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.1	
11	0103180	障害者住宅等整備事業補助	障がい福祉担当		2,620,200	554,000				3,174,200	定型業務	継続	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.1	
12	0103185	軽度・中程度難聴児補聴器購入補助	障がい福祉担当		234,000	203,000				437,000	定型業務	継続	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.01	
13	0103190	障害者福祉団体活動補助	障がい福祉担当		1,287,222	1,337,221	1,288,000	1,288,000		5,200,443	政策的業務	継続	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.01	
14	0103195	通所通園補助事業補助	障がい福祉担当		444,640	421,000	421,000	421,000		1,707,640	義務・政策併用事業	継続	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.01	
15	0103200	障害者社会参加促進事業補助	障がい福祉担当		1,334,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000		5,384,000	政策的業務	継続	期限なし	事業の進め方が必要	0.01	

平成29年度 基本施策評価シート（部別）

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	認め合い支えあえるまち
基本施策名	障害者福祉の充実

	所属	職名	氏名
作成者	福祉部福祉課	課長	矢口 泰
評価者	福祉部	部長	花村 潔

16	0103215	特定疾患見舞金事業	障がい福祉担当		6,444,000	6,504,000	8,040,000	8,280,000	29,268,000	政策的業務	継続	期限なし	現状をま 事案をこ す適当	0.1	
17	0103220	障がい者外出支援事業	障がい福祉担当		5,171,000	5,187,400	5,310,000	5,310,000	20,978,400	政策的業務	継続	期限なし	現状をま 事案をこ す適当	0.1	
18	0103225	重度心身障害児・者福祉金事業	障がい福祉担当		22,882,000	24,520,000	24,816,000	25,944,000	98,162,000	政策的業務	継続	期限なし	現状をま 事案をこ す適当	0.3	
19	0103230	家族介護用品購入助成事業	障がい福祉担当		517,000	644,209	648,000	648,000	2,457,209	政策的業務	継続	期限なし	現状をま 事案をこ す適当	0.1	
20	0103235	重度障害者家族介護慰労金事業	障がい福祉担当		5,600,000	5,350,000	5,500,000	5,500,000	21,950,000	政策的業務	継続	期限なし	現状をま 事案をこ す適当	0.1	
21	0103240	透析患者通院支援事業	障がい福祉担当		4,048,000	3,718,079	4,243,000	4,243,000	16,252,079	政策的業務	継続	期限なし	現状をま 事案をこ す適当	0.1	
22	0103245	身体障害者補助犬飼育助成事業	障がい福祉担当		36,000	36,000	36,000	36,000	144,000	政策的業務	継続	期限なし	現状をま 事案をこ す適当	0.01	
合計					133,688,326	144,934,865	51,652,000	53,020,000	383,295,191						

事務事業量とコスト（費用対効果）の分析	障がい福祉事業は、障がい者が自立した日常生活が送れるように、また、社会参加ができるように家族や地域住民が協力して支援できるようになることが目的である。人に対する支援であるため、費用を投じただけの効果があるかは一概に評価できない。自発的活動支援事業、レクリエーション活動等支援事業、社会参加促進事業などの補助事業や地域生活支援事業の必須事業、また、精神障がい者が増加するなかでの、児童発達支援、精神障がい者等相談支援、ひきこもり支援などは、事業内容や事業の在り方経費などを見直しながら実施する。
重点化事務事業の考え方	障がい者の自立と就労支援は、基本政策の柱の一つである。そのため、障害者支援センター運営事業における就労や技能の習得に必要な機会の提供は重要と考える。また、精神障がい者が増加している中で、児童発達支援事業、精神障がい者等相談支援事業、ひきこもり支援事業は、引き続き重点に取り組む必要がある。
縮減・廃止事務事業の考え方	該当なし
総合評価（次年度へ向けた課題の抽出含）	補助事業については、できることから内容や対象経費の見直しを行う。児童発達支援事業は、言語聴覚士を配置し早期の支援につなげるとともに、児童発達支援センター設置の方向性を検討する。ひきこもり支援事業については、相談窓口を設置し支援を行っている。今後は庁内ネットワークの構築しさらに充実を図る。精神障がい者等支援は、困難者への対応について相談支援力向上に向けて取り組む。指定特定相談支援事業は、事業所の増加が見込めないため、現在の事業所の充実が課題となる。

平成29年度 基本施策評価シート (部別)

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	安心を支えるまち
基本施策名	生活困窮者への支援

	所属	職名	氏名
作成者	福祉課	課長	矢口 泰
評価者	福祉部	部長	花村 潔

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	生活保護受給者数は平成24年をピークとして景気回復にともない、減少傾向にある。生活困窮者自立支援法施行により、生活就労支援センター（まいさぼ安曇野）が設置され、生活保護に至らない生活困窮者に対し相談に応じてプランを作成して支援を行っている。しかしまだセンターの認知度が低く相談につながっていないケースがあるのではないかと推察される。
基本方針 (目指すべき方向性)	必要な生活支援や自立支援を行い、健康で文化的な安定した生活を営める社会の実現を目指します。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H27	H28	H29	達成率	進捗状況	所管課	
相談事業利用件数 (件/年)	件		223	280	220	199	187	64.9	停滞	福祉課

施策指標の進捗状況と分析	生活困窮者の相談件数は、設定時および目標値ともに生活保護関係の市役所窓口での相談件数としてたが、平成27年度より生活困窮者の相談窓口として「まいさぼ安曇野」が設置され、本年度の市役所窓口相談件数は187件で目標値を下回るものの、「まいさぼ安曇野」での相談143件を含めると目標に到達したことになる。重複相談件数は23件であるが匿名相談があるので正確には不明である。
--------------	--

3 基本施策を構成する事務事業の評価

(単位:円)

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況					重点化		
				H27	H28	H29	H30	H31	合計	事業区分	新/継	終期	方向性		正規職員数	
1	0103260	生活困窮者自立相談支援事業	生活支援担当		7,613,204	7,882,666				15,495,870	義務業務	継続	期限なし	事業の進め方の改善が必要	0.5	○
2	0103265	住居確保給付金事業	生活支援担当		542,100	757,475				1,299,575	義務業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.3	○
3	0103270	子ども学習支援事業	生活支援担当		28,615	286,260				314,875	義務業務	継続	期限なし	事業の進め方の改善が必要	0.3	○
4	0103272	就労準備支援事業	生活支援担当			1,150,000				1,150,000	義務業務	新規	H29	現状のまま事業を実施することが適当	0.1	
5	0103740	旅行者対策事業	生活支援担当		11,281	11,905	100,000	100,000		223,186	政策的業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.1	
6	0103745	生活保護支援資金貸付事業	生活支援担当		478,000	156,500	1,200,000	1,200,000		3,034,500	政策的業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.1	
7	0103750	生活保護適正実施推進事業	生活支援担当		354,124	378,040				732,164	義務業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.1	
8	0103760	社会就労センター管理費	生活支援担当		83,287,446	80,486,463				163,773,909	施設の管理運営	継続	H32	現状のまま事業を実施することが適当	0.3	
合計					92,314,770	91,109,309	1,300,000	1,300,000		186,024,079						

事務事業量とコスト (費用対効果)の分析	自立相談支援事業(必須)、住居確保給付金事業(必須)、子どもの学習支援事業(任意)はいずれも生活困窮者自立支援法で定める事業であり、特に必須事業は生活困窮者自立支援制度の根幹をなす事業であるため、継続することで確実に困窮者の支援となる。 社会就労センター管理費は、生活保護受給者や生活困窮者、障がい者が自立を目指すための作業、訓練の場であり、ここで作業工賃を得ることで、生活保護費の減少につながっている。
重点化事務事業の考え方	生活困窮者の支援は、生活保護に至る前に支援していくことが重要である。よって生活困窮者の自立支援及び貧困家庭の学習支援を重点とする。
縮減・廃止事務事業の考え方	該当なし
総合評価 (次年度へ向けた課題の抽出)	生活困窮者への自立支援として、まいさぼとの連携を強化しするとともに知名度向上を図り、相談件数を増やす。 子ども学習支援は、貧困の連鎖とならないよう学習支援対象者を拡大するとともに、支援内容も再検討し開催場所及び回数を増やしていく。 社会就労センターについては、28年度に指定管理者制度に移行したが、生活困窮者や障がい者が自立した生活が送れるよう運営状況の確認を行う。